



# 「家族でやま学の日」について

山口県では、未来につながる家庭での体験的な学び・探究的な学びを応援するために、「家族でやま学の日」を導入します。

「やま学」とは、「やまぐち型地域体験・探究学習」の略称です。「やまぐちで学ぶ」「やまぐちを学ぶ」をモットーに、平日だからこそできる学校外での学習活動を、お子さんと一緒に計画してみませんか。

## 「家族でやま学の日」とは…

- 休暇を家族で一緒に過ごせる仕組みづくりのための新しい学び方・休み方です。
- 山口県内の公立学校（小・中学校、高等学校、特別支援学校）に通う子どもたちが、休業日以外に家族とともに、校外（家庭や地域）で、体験や探究の学び・活動を考え、企画し、実行することができる日が、「家族でやま学の日」です。
- 保護者の休暇に合わせて、事前に申請手続きを行うことで、活用できます。
- 校外での自主学習活動であるため、登校しなくても欠席とはならず、「出席停止等」と同じ扱いになります。

## ◆ 活用までの流れ ◆

### ① 計画を立てよう

- 何のために、何を学ぶか、どこへ行くか等、家族で一緒に計画を考えましょう。
- 計画をもとに、申請の準備をしましょう。

### ② 申請手続きをしよう

- 出かける前に、保護者が申請手続きをします。（お住まいの市町によって異なります。）
- 校長先生からの承認を受ければ、手続きは完了です。

### ③ 「家族でやま学の日」を満喫しよう

- 体験的・探究的な学び・活動を楽しみましょう。

### ④ 振り返ろう

- おうちに帰ったら、活動の振り返りを行い、今後の学校生活や日常生活にどのように生かしていくか、話をしましょう。



## ◆ 留意点 ◆

- 「家族でやま学の日」は、事前に申請手続きを行う必要があります。
- お住まいの市町によって、「家族でやま学の日」を活用できる日数や活用できない日が異なります。詳しいことは、学校へお問い合わせください。
- 「家族でやま学の日」を活用したことで受けられなかった授業内容は、原則、家庭で補うこととなります。

## ★「家族でやま学の日」の活動のポイント★

- 「家族で一緒に過ごす時間」が大切です。
- 「何のために、何を学ぶか」を事前に子どもと一緒に話し合ってみてください。
- 遠くへ行かなくても、身近な地域にも「学びの種」はあふれています。

### 【学びのキーワード】

自然・科学・環境・実験・観察・産業・スポーツ・文化・芸術・歴史・地理・  
伝統芸能・国際理解・福祉・SDGs・見学・創作・鑑賞・キャリア教育…等

#### ◆地域の史跡めぐり◆



地域ガイドと一緒に史跡をめぐり、地元の歴史について学び、新聞やスライドにまとめてみよう

#### ◆身近な植物調査◆



家の周りの植物について図鑑やインターネットを使って調べ、分布や季節による違いを整理してみよう

#### ◆いろいろな表現で◆



家族で使う食器など、自由な発想で形作り、実際に使った感想を交流しよう

#### ◆家族で農業体験◆



収穫した野菜などを使ったオリジナル献立を考え、調理を計画して、家族にふるまってみよう

#### ◆自然を感じる◆



山や川、海などの自然に触れ、そこでしかできない体験をしてみたり、写真などの記録におさめたりしてみよう

#### ◆新たなスポーツへの挑戦◆



普段学校では経験できないニュースポーツに、家族みんなで挑戦したり、独自のルールを考案したりしてみよう

## 「家族でやま学の日」Q&A

Q1 「家族でやま学の日」を連続して活用することはできますか？  
また、残った日は、次年度に繰り越すことはできますか？

「家族でやま学の日」を連続して活用することはできますが、残った日数を次年度に繰り越すことはできません。

Q2 急遽休みが取れることになった場合、前日に「家族でやま学の日」を届け出ることはできますか？

申請手続きの期限については、管轄の教育委員会によって異なりますので、学校またはお住まいの市町教育委員会にお問い合わせください。しっかりとした計画を立てて学習活動を行っていただきたいので、早めの申請をお願いします。

Q3 「家族でやま学の日」に、旅行に出かけてもよいのですか？

やま学（やまぐち型地域体験・探究学習）ですので、「体験」「探究」の学びの要素が必要です。「楽しかった」だけの取組にならないよう家族でよく話し合い、「何を学ぶため、どこで、どのような体験や探究に取り組むのか」など、計画を立てて実行に移すことが重要です。

.....【お問い合わせ先】.....

- 制度全般に関すること  
山口県教育委員会 義務教育課 ☎083-933-4600
- 申請手続き等に関すること  
お住いの市町教育委員会 学校教育課まで
- 県立学校については高校教育課へお問い合わせください

【県 HP の QR コード】

